

第1予算審査特別委員会（第1日目）

H29.3.16（木）10：00～

第 二 委 員 会 室

開 会 10：00

委員長挨拶

委 員 長

皆さん、おはようございます。開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げますが、本日朝、田村副委員長と連絡をとり合いまして、実は今定例会前から体調が思わしくないということで、本会議も欠席をされておりましたが、本日の段階でも出席がかなわないということで、皆様におわびを申し上げておきたいということでしたので、お伝えをさせていただきます。

本日から4日間予算審査特別委員会が開催されますが、委員の皆様にはわかりやすい簡潔な質疑をお願いし、そして答弁者の方には真摯なお答えをお願いしたいというふうに思います。4日間よろしくお願い申し上げます。

ただいまより第1予算審査特別委員会を開会いたします。

委員動静報告

委 員 長

出席委員数は8名であります。欠席の申し出は田村副委員長であります。これより本日の会議を開きます。

本委員会に付託されました案件は、

議案第1号 平成29年度滝川市一般会計予算

議案第16号 滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例

議案第17号 滝川市産業振興部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例

議案第18号 滝川市自転車の安全利用の促進及び自転車等の放置の防止等に関する条例

議案第19号 滝川市税条例の一部を改正する条例

議案第20号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例

議案第21号 滝川市文化センター条例の一部を改正する条例

議案第22号 滝川市石狩川河川敷パークゴルフ場条例の一部を改正する条例

議案第23号 滝川市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

議案第24号 滝川市丸加高原健康の郷条例の一部を改正する条例

議案第25号 滝川市住宅改修の促進に関する条例の一部を改正する条例

議案第26号 滝川市都市公園条例の一部を改正する条例

議案第27号 滝川市老人ホーム条例を廃止する条例

議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について（航空科学センター）

議案第29号 公の施設の指定管理者の指定について（老人福祉センター）

議案第30号 公の施設の指定管理者の指定について（ふれ愛の里（地ビール製造施設を除く。）等）

議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（スポーツセンター等）

以上の17件となっております。

なお、関連議案のうち、第19号及び第20号は歳入関連、それ以外の議案14件は歳出関連でありますので、ご留意願います。

次に、審査の方法について協議をいたします。

まず、日程についてですが、配付されております別紙日程表に基づいて進める

こととし、終了時間につきましては遅くとも午後4時をめぐり取り進めることとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

異議なしと認めます。

よって、そのように決定をいたします。

次に、審査の進め方について協議いたします。

審査の進め方ですが、歳出は款別に、歳入は一括して説明を受けた後それぞれ関連議案を含めて質疑を行うものとしますが、消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費につきましては科目数が少なく、関係所管も限られていることから、一括して審査することとし、討論、採決については最終日を行うこととしてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定をいたします。

なお、意見は討論の際に述べていただくことになっておりますので、質疑は簡潔に行っていただき、特に付託事件以外の質疑は行わないようにご配慮願います。

また、答弁につきましては、部課長に限らず、内容の知り得る方で原則係長職以上の方が行ってください。なお、氏名、職名等を告げられないで答弁の許可を得た場合は、所属、職名、氏名を述べてから答弁していただきますようお願いいたします。

次に、市長に対する総括質疑は審査日程の最終日に予定しておりますが、審査の過程で特に留保したものに限ることとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定いたします。

次に、討論ですが、付託されております17件の議案について一括して各会派の代表の方に行ってもらふこととし、その順序は会派清新、会派みどり、新政会、公明党、日本共産党の順とすることとしてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定いたします。

なお、各会派から出されました討論要旨につきましては、後日事務局で一括整理し、議員にのみ印刷配付することになっておりますので、ご了承願います。最後に、資料要求の関係でお諮りをいたしますが、予定される資料につきましてはお手元に配付されております。これ以外に関係で資料要求される方はその都度要求を願ひ、その必要性を会議に諮り、所管部局の都合を確認した上で決定いたしたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定いたします。

まず、冒頭に資料要求をされる方はおられますか。

木下

各コミュニティ施設の収支の一覧表をいただきたいと思います。

委員長

確認をいたします。今の資料要求についてどうでしょうか。

澤田課長補佐

ただいまの資料要求につきまして、今年度、28年度についてはまだコミュニティセンターのほうの決算が終わっておりませんので、現段階では平成27年度、前年度の決算状況ということになります。昨年の6月に厚生常任委員会で資料としてお出ししたもののしか今のところ資料はございませんが、この資料でよろ

委員長 しかったでしょうか。
 今のご説明では、平成27年度分についてしか出せない。その部分はもう出ているということなので、28年度はまだ整わないということなのですが、よろしいですか。
 ほかにありますか。
 清水 厚生常任委員会の資料というのは全委員が持っているものでないのと、あと直近ということで、私はそれをいただきたいと思います。
 委員長 木下委員はいらないとおっしゃっていますが、新たに清水委員が資料要求するということですか。
 そうなると清水委員の資料要求ということになりますけれども、よろしいですか。お出しすることはできますか。
 澤田課長補佐 用意しておりますので、提出できます。
 委員長 ほかに資料要求ございますか。
 清水 起債残高の概要についてなのですが、予算書の443ページから445ページに残高に関する資料はつけられているのですが、それぞれ款別にまとめたりしている資料なので、あるいは会計別ということなので、もう少し具体的な資料ということで、今から言うものを要求したいと思います。
 まず、主な大型施設の起債残高及び支払い利息、残りの償還年数、この3つが載っている資料ということで、大型施設の対象としては以下3点全てを満たすということで、まず1点、起債残高が5,000万円以上のもの、2点目としては、交付税措置率が3割未満のもの、3点目としては、市庁舎、社会教育施設、学校教育施設、福祉施設の範囲。要求理由は、新年度新たな起債を起こす上で、借入れと返済のバランスを見るということで要求したいと思います。これが1点目です。
 次に、市町村分の地方交付税台帳、27年9月の26年度決算時で26年度のものは資料要求で得て、私は持っているのですが、27年度決算が既に終わっておりますので、恐らく27年度の台帳はあると思うのですが、28年度のものももしかしたらあるのかなど。ということで、最新の市町村分地方交付税台帳。
 3点目は、新築住宅助成金の資料ですが、新しい制度ですが、会派の説明でいただいた資料で、本当にこういうパンフレットの的なものしかないので、詳しい資料が当然できていると思うのです。以上、私からは4点ということです。
 委員長 準備できるかどうか、所管はどうでしょうか。
 堀之内課長 起債残高の概要については、今お示しされたものについて資料を用意できます。市町村分交付税台帳についても、平成28年度のものでご用意できます。
 稲井主幹 新築住宅助成金の資料でございますけれども、制度の運用につきましては基本的な考え方を固めておりますので、この後で質疑でお答えしたいと思います。要綱の施行日を4月1日としまして、来週、3月23日ぐらいをめどに細部の文言を調整している状況でございますので、資料といたしましては会派説明のものが現状ということでご理解をいただきたいと思います。
 委員長 どの段階でご用意できますか。
 堀之内課長 既に用意しておりますので、この時点で配付可能であります。
 委員長 ほかに資料要求ございますか。
 (なしの声あり)
 委員長 今、資料要求がございましたけれども、委員の皆様、資料要求すること

でよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委 員 長

それでは、配付できるものについては、この段階で配付をしていただきますようにお願いをいたします。

それでは、審査方法につきましての協議を終了し、早速審査に入りたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なしの声あり)

委 員 長

日程に従いまして審査を進めます。

総括

委 員 長

最初に、総括についての説明を求めます。

中島部長

(総括について説明する。)

委 員 長

説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、冒頭決定しましたように審査は款別に進めることとなりますので、総括の質疑については款別質疑とならないようにご留意願います。質疑ございますか。

木 下

3ページ、第1表、歳入歳出予算の歳入の関係で10款地方特例交付金、平成28年度の予算につきましては1,239万円だったのですが、平成29年度の予算では1,400万円、差が161万円増になった要因を簡単にお願いします。

それと、同じく3ページ、第1表、歳入歳出予算の歳入の中で11款地方交付税、平成28年度の予算では71億5,203万3,000円だったけれども、平成29年度の予算においては70億2,140万2,000円、1億3,063万1,000円の減になった要因、主なものでよろしいですから、お願いいたします。

委 員 長

歳入の質疑と捉えられてもしようがないのですが、3ページの表でのご指定ですので、お答えをいただくようにしたいと思います。答弁を求めます。

岡崎主査

まず、地方特例交付金ですが、これにつきましては、28年度実績を勘案しまして、さらには地方財政計画の伸びの7.7パーセント増を勘案して積算した結果が、このようにふえた結果となっております。

続きまして、地方交付税ですが、地方交付税につきましては、基本的に積算は平成28年度の算定資料をベースに、各費目の基礎数値を29年度予算の数値に置きかえて積算しております。その中で、例えば国勢調査人口の置きかえによる減ですとか、あと小学校ですとか中学校の児童生徒数の減、さらには公債費の関係で交付税算入がなくなったものがありますので、そのあたりをトータルして積算したものと、あと地方財政計画の減、2.2パーセント減と示されておりますので、そのあたりを勘案して積算した結果でございます。

委 員 長

ほかに質疑ございますか。

清 水

いただいた資料で、起債残高の概要について絞ってお聞きをします。過疎債がない滝川市にとって交付税措置が3割以上あるものというのはかなり有利な起債ということで、それを除くということで求めたわけですが、もう少しあるかなと思ったら意外に少ないので、そこでお聞きをしたいのですが、公営企業の予算、決算では、起債残高の一覧表が全ての起債について出されるのです。例えば水道企業団でいうと、200項目ぐらいずっと並ぶのです。だから、今どんな起債が残っているというのが利率も含めて一目瞭然なのですが、そういったものはきょうの委員会の例えば休憩時間だとかに閲覧は可能でしょうか。それと、全ての款にかかわるということでお伺いいたします。まず、電気料金

を安く買うということで既に実施をされてきているわけですが、入札による効果見込みについて伺います。まず北電との価格差、指名願提出業者数、昨年より新規参入業者はふえる見込みか、問題点があれば伺います。

次、市の臨時職員についてですが、障害者枠は何名設けているか、新卒者枠は何名設けているか、勤続年数1年未満、1年以上5年未満、5年以上で人数を伺います。

臨時職員について、次は、賃金について伺います。看護師、保育士、調理師、一般事務職員に絞って、新年度の時間当たりの賃金単価について伺います。前年度より何円アップしているのか、また北海道地域の全体のアップ額との比較について伺います。北海道の最低賃金との比較です。

次に、臨時職員については育児介護休業法の対象外になっていますが、これはなぜなのかを伺いたいと思います。まず根拠法令、改善の見込み、独自実施している自治体はないのか。

続きまして、定住自立圏についてですが、定住自立圏共生ビジョン、26年度から30年度の第2回変更が2月に示されました。そこで、まず29年度に取り組みを強化する主な内容、そのための予算措置の概要について伺います。

第三セクターについてですが、第三セクター経営健全化のため、新年度に第三セクターから購入する財産はあるか、貸付残高、債務補償、損失補償などで契約上変更されるものはあるか伺います。

人件費補助ですが、人件費を補助している5団体に対する人件費補助額の前年度比較を伺います。

電子申請ですが、電子申請が27年度からできるようになりました。31の手続がありますが、まず手続数、利用者数などの見込みについて、次に電子手続に要する庁舎側のハードの概要と維持管理費。

山本正信議員の代表質問の答弁で、丸加伝習館が26年で、これを廃止するとなったら補助金返還の問題が起きると。今から20年前より昔に建った施設です。平成9年とか、そこは余り細かく言いませんけれども、約20年前に建てた施設で、いまだにその施設を廃止するような場合補助金の返還が求められる施設というのは、そんなにはないと思うのだけれども、答弁いただければと思います。

委員長 確認なのですが、1点目の公営企業の関係の一覧表の閲覧というのは、それを見て、どうしようということですか。

清水 公営企業の決算書になると思うのですが、残っている起債ごとの一覧が載っているのです。それが一般会計には出されないで、しかし当然資料というか、データはあると思うので、それが見られる形になっていれば閲覧できないかということですか。

堀之内課長 まず、起債の台帳についてはシステム化されておりますので、システムを見なければならぬというのがまず1点。それと、私の記憶なのですが、本数は多分600とか800とか、それを見られるということでしょうか。

委員長 特にどの部分を知りたいのかということなのですか。いかがですか。

清水 まだ3パーセント以上の利息が残っているのがかなりあるはずなのです。それと、最近借りている起債が、10年ぐらいの期間で借りているのと長期、25年、30年で借りているのと、また借り先も市内金融機関も含めてさまざま、そういったものを見たいのですけれども、システム上ということであれば紙に印刷していただかなければ見れないので、この場では資料要求という形で見れるよう

にさせていただくと。600といたって、ページ数でいったら30ページぐらいもあればできるのかなと思いますので、それほどのことではないと思います。資料要求ということでしたと思います。

委員長

休憩します。

休 憩 10:35

再 開 10:37

委員長

休憩前に引き続き会議を再開します。

今、休憩中に確認をしたところ、膨大な作業、量になるということです、その点についてはご了承いただけますか。

清 水

取り下げます。

委員長

それでは、質疑に対する答弁を求めます。

遠藤係長

電力入札の関係について答弁させていただきます。北電との価格差ということですが、平成28年7月に入札を行っておりまして、入札の結果、1,510万円程度の削減が見込める状況になっております。これを新年度予算に反映をしております。

指名願の提出業者数ということですが、去る2月2日から2月17日までに平成29年度と30年度の入札参加者の登録を行っておりまして、前回の3社登録から今回5社登録にふえております。昨年より新規の参入業者がふえる見込みかということですが、先ほどお答えしましたとおり、2社ふえております。問題点があればということですが、現在導入から1年半ほど経過しておりますが、特に大きな問題、トラブルは発生しておりませんので、問題点と考えていることは現在のところございません。

須藤係長

私のほうからは、臨時職員に係る質疑ということで、大きく3点についてお答えをさせていただきます。

まず、人数の関係でございますけれども、その中の1点目、障害者枠ということでありまして、特段現在、障害者枠というのは設けてはおりませんけれども、28年度で12名の方を雇用している状況でありますので、その12名の分の予算を29年度において計上している状況であります。また、新卒者の枠につきましては、最近の就職状況、就職率が98パーセントを超えているという状況も鑑みて、新卒者の枠は特に設けていないというのが現状であります。しかしながら、臨時職員の登録があれば、そこは積極的に所管にもご案内をしていきたいと考えております。最後、人数の関係でございますと、3月末現在の、まず1年未満の人数ということで26名、1年以上5年未満で47名、5年以上で25名というような状況になっております。

次に、賃金の関係でございますけれども、まず昨年10月に北海道の最低賃金が発効されております。平成27年の764円に対しまして786円ということで、北海道の最低賃金は22円の増ということにまづなっております。こういうことを鑑みて、滝川市の臨時職員についてですけれども、まず看護師であります。一般会計ベースの中央老人福祉センターの看護師を参考にさせていただきますけれども、1,250円から1,275円、25円の増となっております。次に、保育士、職員代替の金額でありますけれども、920円から960円の40円増ということで、こちらについては清水委員のほうから定例会等でご指摘がありましたので、そういうことも鑑みて40円の増ということにさせていただいております。調理師です。805円から830円、25円の増。一般事務職、786円から810円、24円の増でありま

すけれども、1円の差については、平成28年10月、昨年10月、最低賃金が変わったときに既に対応済みということで、24円の増となっております。最後に、育児介護休業法の対象外の関係でありますけれども、まず根拠法令でございます。地方公務員の育児休業等に関する法律の中で、臨時的に任用される職員は除かれているという状況でございます。改善の見込みですけれども、法律におきまして現在対象外とされている状況でありますので、現時点では改善の見込みというのではないのかなと考えております。しかしながら、現在国におきまして議論をされていますけれども、臨時職員の定義や制度が明確化される中において滝川市の臨時職員の身分というものが変わる状況になれば、育児休業の取得の可能性もあるのではないかなと考えております。最後、独自に実施している自治体はあるのかというご質疑でありますけれども、法律で対象外とされている状況でありますので、ほかの自治体の状況までは調べていないというのが現状でありますけれども、基本的には実施している自治体はないのではないかなと考えております。

藤司係長

定住自立圏に関する質疑にお答えさせていただきます。ご質疑ございました29年度に取り組みを強化する主な内容、そのための予算措置の主な内容についてですが、2点ほど説明させていただきます。

まず、1点目ですが、28年度におきまして中空知5市5町において防災協定を締結し、防災力を高めるとともに消防力の強化も必要と再認識したことから、定住自立圏形成協定を変更し、連携する政策分野としまして、これまでの防災を防災消防としまして消防を新たに追加し、また定住自立圏の具体的な取り組みを示しますビジョンにおきましても消防相互応援体制の整備を追加しました。具体的な内容としましては、これまで実施しておりました消防団員が合同訓練を行います消防団員連携交流事業につきまして、定住自立圏におきます事業としまして改めてビジョンに明記したほか、また平常時から情報交換などを進めることなどから消防力の強化を図るものとしております。なお、消防団員連携交流事業の予算措置につきましては消防費において計上しておりますので、総務費では計上しておりません。また、情報交換に関しましては情報連絡会議を予定しておりますが、経費がかかるものではございませんので、こちらについても予算措置は行っておりません。

2点目でございますが、28年度におきまして中空知5市5町が連携して実施しました仕事の魅力発信と総合的な就業移住事業に取り組み、就業移住ツアーや学生の地元定着プログラムなどを実施したことによりできました広域的な連携の基盤を生かしまして、29年度におきましては、28年度に制作、公開しましたホームページなどの情報発信媒体を活用して、中空知圏域をめぐるツアーや合同企業説明会などの広域連携による取り組みを強化してまいります。予算措置につきましては、中空知の各市町がそれぞれ70万円ずつ計上し、合計700万円の事業を予定しております。そのため滝川市では70万円を予算措置しております。

壽崎係長

第三セクターの関係の質疑にお答えさせていただきます。

まず、第三セクターから購入する財産はあるのかですが、財産の予定はございません。

2つ目、貸付残高、債務補償等の契約上変更されるものはあるのかとの質疑でございますが、滝川振興公社におきまして前年度より貸付残高におきまして800万円減となったところですが、契約上変更するものはございません。

田上課長補佐 人件費補助についてのご質疑でしたが、平成28年第2回定例会のときにお話ししました5団体についてのお話ということでよろしかったでしょうか。こちらにつきましては、滝川市福祉協議会補助金の中で人件費ですが、28年の予算と同様1,516万1,000円、滝川市体育協会運営管理費補助金のうち人件費として28年同様2,612万円、滝川市生涯学習振興会補助金のうち人件費分637万8,000円、滝川市国際交流協会補助金、人件費分として250万円、滝川観光協会補助金のうち人件費370万円となっております。

安田係長 まず、1点目の手続数、利用者数などについてということですが、まずサービス提供しております電子申請システムについては、道内の自治体で平成17年度にシステム構築して、共同で運用してきております。手続数については年度によって増減はあるものの、30程度の手続を提供しております。利用としては、平成27年度は14件、平成28年度は今のところ16件が利用されているところです。

委員 長 2点目、電子手続に要する庁舎側のハードの概要と維持管理費についてということですが、電子申請手続に要する経費につきましては、住基カードに電子証明を付与する公的個人認証の機器を平成28年5月までリースで利用していたところですが、個人番号カードに電子証明が標準搭載となったことでこのシステムが必要なくなったところから、予算計上はしていないところです。電子自治体共同システム運用保守につきましては、システムの基盤に係る保守も含んでおりますけれども、200万7,000円を計上しているところです。

高橋係長 確認をしながら答弁を求めたいのですが、質疑が、20年前ぐらいに建てられた公共施設で、閉鎖などがあった場合に補助金の返還を求められる施設を挙げてほしいというような趣旨でよろしいですか。20年前以上ということですね。それでお答えできますか。

清水 手元に資料がないので、私の記憶の範囲でお答えさせていただきます。まず、補助金適化法に基づく財産処分になりますけれども、これは各省庁の大臣が承認をすることになっております。これらの承認基準につきましては、省庁ごとの恐らく内規等々で定められていることになりますので、私の手元で全ての承認基準を持っているものはないのです。その中で国庫への返還を条件に承認されるものについては、例えば有償譲渡をする、有償賃貸をするといった財産処分というのも考えられますし、また地域にそういった機能のものが充足していない場合にうまく承認がおりないというケースもあるかもしれません。ということで、どの施設が20年を越えて補助金を返せと言われるかどうかというのは、処分したときのまちの状況並びに処分の条件によって条件が変わってくると思っております。

清水 電気料金、臨時職員については了解をいたしました。定住自立圏なのですが、今お聞きした中で、消防費は基本的にここでは審査しないのだけれども、消防費で定住自立圏の関係の消防力強化で幾ら計上されているのか。

それと、ツアーの実施で70万円です。滝川市は中心市として毎年特別交付税で5,000万円以上もらっているのかと思いますが、これに対して支出はせいぜい150万円とか200万円ということでは理解をしてよろしいのか伺います。

人件費補助については、基本的にこの5年間とか金額の変更はしないというような基本方針を持っているのか、それともことは変更しないけれども、例え

ば対象団体の事業が拡張されるとかというときには見直す場合もあるとか、そういう基本的な姿勢について伺います。

最後、電子申請なのですが、結局住基カードに附属するようになったので、特別なことは要らないと。住基カードを入れれば三十幾つの電子申請ができるものはできるのだという答弁だったと思うのですけれども、費用対効果でいうと、ちょっと聞き取れなかったのだけれども、最後、200万円ぐらいのことを言われたと思うのですけれども、それは住基カードに関するハード的な維持経費だと把握していいのか。

委員長

再質疑の答弁なのですが、清水委員、3つ目の人件費補助の関係は、そのときにはまる団体の人数にもよるでしょうし、どういう役職の方に人件費相当を出すのかということもあると思うので、明確に何を聞きたいのかわからないのですけれども、基本的な方針は変わらないかということでもいいですか。

清水

基本的な方針の内容を教えてください。

委員長

わかりました。答弁願います。

田上課長補佐

今ご質疑のあった件ですが、基本的には人件費補助、個別に予算積算をしているわけではなく、全体としてそれぞれの団体に幾ら補助金を出すと。そういう中の我々市側の積算根拠の中の一つとしてこれをやっているもので、これでやりなさいと言っているわけではないのです。個別事項について我々のほうとしてこの額で積算するという方針を特に持ってやっているわけではなくて、予算協議の中での対応というものであるとご理解いただければと思います。

稲井主幹

定住自立圏の特別交付税の関係でございますけれども、ご説明のとおり、中心市、滝川市と砂川市の人口比によりまして一定の金額が配分されるような形になっております。ただ、これが150万円という支出との均衡という理解でいいかということなのですが、定住自立圏の特別交付税の意味合いとしましては、ビジョン全般、全ての事業に係ってくる中心市としての役割ということがございますので、今総務費で予算計上している150万円に対して割り当てられているという考えではありませんので、そこは一定のルールで特交を受けているような形になりますけれども、定住自立圏で行っている事業全般、その部分での中心市としての配分額ということでご理解をいただきたいと思います。

藤司係長

続きまして、同じく定住自立圏に関するご質疑の中で消防費に関してですが、こちらにつきましては、定住自立圏共生ビジョンに記載しております内容ですが、29年度におきましては消防団員連携交流事業としまして、滝川市では1万8,000円を予定しております。

安田係長

電子申請に関するご質疑ですが、費用としてかかっているのは電子自治体共同システム運用保守ということで、道内の自治体で電子申請を受けるためのシステムに対する保守となっております。こちらの運用保守については、システムの基盤に係る部分です。ユーザーの登録ですとか、そもそもシステムを動かしていくための連携の仕組みですとか、そういったところに対する保守も含んでおりますのと、電子申請システムを利用することで、様式ダウンロードということで、申請書のダウンロードができるとか、簡易申請ということで、アンケートを簡単につくるとか、庁内的な行事予定表の集約をできるようなシステムとか、そういったことが実現可能となっておりますほか、eLTAXの審査共同システムなどの基盤に係る部分についても利用できることになっております。

委員長　ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 質疑なしということで、以上で総括の質疑を終結いたします。
それでは、款別の審査に入ります。

議 会 費

委員長 議会費の説明を求めます。

竹谷事務局長（議会費について説明する。）

委員長 説明が終わりました。

質疑に入りますが、質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 質疑なしと認めます。

質疑の留保はなしと確認をさせていただきます。よろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長　以上で議会費の質疑を終結いたします。

総務費

委員長 次に、総務費の説明を求めます。

中島部長 （総務費のうち総務部が所管する部分、一部他の所管の部分も含めて増減の主なものについて説明する。）

館 部 長 (総務費のうち市民生活部に関連する予算について説明する。)

委員長 説明が終わりました。

これより関連議案の第18号も含めて一括質疑に入ります。質疑ございますか。

木 下 私のほうから1件だけ質疑させていただきます。

61ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の中で職員研修に要する経費、平成28年は632万6,000円、29年度予算279万円です。差額353万6,000円の減になった要因はどのようなことでしょうか。

須藤係長 職員研修に要する経費の減の要因ということでございますけれども、これまで実施をしておりました名護市、そして新スーパーマーケット協会への職員派遣につきまして、29年度から一時中止ということに伴いまして旅費、そして住宅借り上げ料の減によるものでございます。

委員長　ほかに質疑ございますか。

清 水 それではまず、61ページ、一般管理費の地域イントラネットの管理に要する経費でお伺いしますが、光ファイバー等改修工事1,039万8,000円について、まずこのイントラネットをいつまで使用する計画か。2点目としては、補助金返還などで使用し続けねばならないので改修するということなのか。3点目、実態として個人情報電送のために利用しているという実態があるかどうか。

次に、新築住宅助成金についてですが、今後のスケジュールについて、まず1点目、要綱等の策定期間。2点目、詳しい内容の市民や他市町村住民等への周知方法と時期、パンフレットだとかホームページだとかそういうことです。3点目は、事業の開始時期。

次に、対象者の要件ですが、転入後３年以内と言っておりますが、基準日はいつにするのか。２点目は、転入前３年以上本市以外に在住していたということになるのですが、これは住基台帳上か、あるいは実態か。３点目は、転入前３年以上というと一般的には連続した３年間となるのですがけれども、過去学生時代もほかに住んでいたとか、まさかそういうことではないと思いますけれど

も、確認をすると、そういうことです。

3点目は、新築と言っても、新築に見えるものというのはたくさんあるのです。例えば、古い住宅の基礎や柱を残して、あとは全て新しいと。これは僕は新築だと思うのです。というのは性能が上がるのです。性能要件として1から4挙げられているので、こういったものについては1から4の中の1つを満たせばよいというふうな新築に対する定義をしているのかどうか。

4点目です。建設業者要件ですが、建設業者に直接発注してから買うという方もいらっしゃると思いますが、最近は不動産業者が販売をする場合ももちろんあります。最近は電気量販店のチラシに住宅まで載っていますが、そういうものまで含めて、つまり建設業者以外の業者から購入する、しかしそれは市内の業者です、しかしそれらは市外の建設業者が実際は建てていると、こういうものは該当になるのかどうか。

5点目は、財源として1,980万円のまず財源内訳。社会資本整備総合交付金だとか、あるいは起債だとか、一般財源とか、また交付税措置はどれぐらいあるのか。この財源は何年度まで使えるのか。つまり、この制度自体、まずは3年続けるということしていくのか、5年というようなことしていくのかということも含めて伺います。

次に、1,980万円というのは、仮に8月の時点で到達したと。さらに申し込みがあるというようなときに追加をするということが今後あり得ると思うのですけれども、しかしその場合、財源として社会資本整備総合債とかというものを使うとしたら、それは当然前年度に金額も申請しているとすれば、ふえたからすぐふやすということにはならないような気がするのです。しかし、とりあえず一般財源で対応しておいて、その分を後で申請して起債や交付金やそういったものを受けれるようなこと、つまり何を言いたいかというと、1,980万円を途中補正で増額できる余地というのはあるのかどうかということです。

次に、庁舎等の維持管理で、庁舎防災監視設備更新工事3,400万円、具体的に何をどう更新するのかというのがさっぱりわからないのですけれども、常任委員会にも事前説明もなかったもので、私は全くわかりません。何階にあるどういう設備をどう更新するのだということをまずお聞きます。そして、それによって機能向上が当然されるのか、単なる更新なのか、また耐用年数や財源内訳についても伺います。

コミュニティ施設の運営管理についてですが、67ページです。これについては、私が以前特別委員会、たしか予特か何かで取り上げたことがあるのですけれども、下肢に障害のある施設利用者が男子トイレに行ったけれども、和式なので利用できないと。それで、何を考えたのか、女子トイレに入ってしまったのです。女子トイレには洋式があるのではないかと考えたのだと思うのです。結局あったのかないのかわかりませんが、男性が女子トイレに入ったということで大騒ぎになったと。そういうことがあったので、いわゆる洋式化を求めた経緯があるのですが、その後12施設の現状について伺います。

次、同じページです。街路灯設置費補助金と維持費補助金についてですが、まず設置費補助金は、ご説明のとおり、減っているわけですが、これによってLED、ナトリウム灯、水銀灯の割合はどうなるのか。また、電気代が高い水銀灯がほとんどなくなる、つまりどうしても町内会で補助制度を活用できないという例もあると思うのですが、そういう例外的なところを除けば何年度を見込

んでいるのか。また、街路灯維持費補助金2,910万円ですけれども、北電の電気料金が平成25年9月に7.7パーセント、26年11月に15.3パーセント上がる中で、維持費補助金はどう削減されているのか。起点を、完全に料金が値上がった平成27年度との比較で補助金が減っているかということでお伺いいたします。

次に、69ページ、まちづくりセンターですが、まちづくりセンターの駐車場は、まちセンを設置するための交付金で駐車場部分も購入しているのです。それで、当時の議会答弁では、みんくる利用者しか駐車できないと。現在は、く・る・るも同様の目的があるということで、く・る・る利用者も利用できると。この規制が解けるのは何年度かを伺います。

次に、みんくるが指定管理されて2年目となりますが、指定管理前と比較して、1点目は、利用者数の変化、2点目は、利用料収入の変化、3点目は、年間6日間しか休まず、9時から21時までという開館時間は大変長時間で、従業員の健康管理は大丈夫なのか、4点目は、時間帯ごとの従業員人数体制、29年度について伺います。

次に、議案第18号、自転車の安全及び駐輪場の条例についてですが、まず1点目は、条例実施に伴ってふえる人員や人件費について。また、条例実施に伴ってふえる物品購入費や需用費、駐輪場整備費、車両費などについて。3点目は、法第15条で国の助成措置等が定められていますが、具体的に何が示されているか。

次に、条例第3条、市の責務、目的達成のための総合的な施策を行うとされておりますが、この総合的な施策とは何か、概要を伺います。

2点目は、法第5条で駐車場対策の努力義務が示されていますが、法では需要の著しい地域等に一般公共駐車場を設置することについて努力義務なのですが、そこで市庁舎駐輪場の規模拡大について必要だと思うのですが、これまでは高校生の定期試験期間などはロープを張って広げるとかそういった対策がとられてきていると思うのですが、不十分、使いにくいという市民の声が聞かれておりますが、これにどう対応されるのか伺います。

それと、先ほどの部長答弁で、通告してあるものに加えるもの3つお伺いしますが、まず62ページの財産管理費が増になる中身として、図書館関係のものがこの財産管理費に含まれるということなのですが、具体的にぴんとかないのか、どんな経費がここに變更して予算化されたのか。

次に58ページ、セキュリティの強化策、恐らく電子計算事務に要する経費の1億円の中の事業だと思うのですが、既に議会事務局に対しても個人的なUSBは使えませんか、パスワードの入った情報推進室のほうで出したUSBしか使えませんか等の説明は受けておりますが、これによって市全体としてはどんなことが変わるのかということをお伺いします。

最後に、70ページ、2款4項選挙費ですが、ここでは東町の6丁目から8丁目の住民が、すぐ目の前、隣接した道路の向こう側の東町コミセンを投票所として使えないで、そこを横目に見て東小まで行かなければならないと。こういうことについて検討が進められるということが答弁等と言われてきておりますが、既に国政選挙1回を経たと。次の国政選挙がいつかわかりませんが、それに向けた進捗状況について伺います。

安田係長

まず、1点目の地域イントラネットについてのご質疑ですけれども、まず補助金返還などで使用し続けなければならないのかということにつきましては、光

ファイバーにつきましては平成13年度に総務省の地域イントラネット基盤整備事業で布設したところですが、補助金等に係る予算の執行の適正化法の財産処分という意味では、10年を経過しているので、返還等は不要となっている状況です。

いつまで使用するのかということにつきましては、現在は布設時とは異なりまして民間回線のサービスが充実しているところではありますけれども、切りかえた後の光ケーブルの撤去費がかなり高額なものとなっております。それにあわせて、性能劣化等が見られていないというところから、利用を続けているというのが現状です。ただ、今年度も国道12号の拡幅等で部分的なイントラの移設等が求められた場合には、この移設費もかなり大きなものになるというところから、そういった事情があった場合には民間回線に切りかえて撤去を進めていくというようなところで進めております。来年度の予算計上につきましては、江部乙支所と江部乙中学校を切りかえた後の、まだイントラネットの回線が残っている部分の撤去を進めていきたいとするものです。今後も移設等が必要となった場合には、徐々に民間回線に切りかえていくようなことで進めていきたいと考えています。

また、個人情報を利用しているのかということにつきましては、現状は学校等の回線接続等で利用しておりますので、個人情報の電送は利用しておりません。それから、セキュリティ強化についてのご質疑もございましたけれども、市役所全体についてどのような変更があったのかということにつきましては、先ほどもおっしゃられましたとおり、USBの利用制限、それから個人番号利用事務系におきます二要素認証ということで、今まで知識認証のパスワードにあわせて、所有認証ということでICカードの認証を加えております。こちらは28年度の委託の中で行ったところですが、29年度以降の使用料として計上している部分につきましては、国のほうからの指示によるところではありますけれども、自治体のネットワークをインターネットから分離しなさいという通知がありましたので、インターネットで接続できなくなったことで、インターネット接続環境を新たに構築したところの使用料、こちらが29年度に計上しているところです。

熊谷主任主事

まず、新築住宅助成金のスケジュールについてでございますが、新築住宅助成事業の補助金交付要綱の策定につきましては、3月23日に決定して、4月1日施行として策定する予定でございます。市民等への説明方法につきましては、広報たきかわ4月号に掲載するほか、公式ホームページの掲載、それとエフエムG's k y「みんなのたきかわ」での周知を予定してございます。また、実際に施工いたします市内の建築業者等に対しましては、本制度の活用促進を求めるため、3月23日に住宅施策説明会を開催し、説明する予定でございます。続きまして、事業の開始時期につきましては、平成29年4月1日からを予定しております。

続きまして、対象者要件についてでございますが、転入後3年以内の基準日についてですが、住民基本台帳上の異動日、住民となった日を基準といたしまして、申請受理日が3年以内であることを要件としてございます。続いて、転入前3年以上本市以外に在住していたというのは、住民基本台帳上での確認となります。それと、学生の期間を含むかについてですが、学生であったかどうかにかかわらず、住民基本台帳上の住民となった日から起算したいとするもので

松本係長

ございます。

庁舎等の維持管理に要する経費の庁舎防災監視設備更新工事につきましてのご質疑にお答えいたします。

工事の内容につきましては、主に火災時等に使用することとなります防災監視盤受信機や表示装置と呼ばれる、どこで火災になっているのか表示されるシステムや、各階にあります熱や煙等の感知器の更新工事等になります。あくまで更新工事ということですので、現状の機能からの機能向上については、現段階において特段想定はしておりません。

続きまして、耐用年数についてのご質疑ですが、更新を必要とするおおよその期間を日本火災報知器工業会が示しておりまして、現在設置している機器を交換する目安といたしましては、おおよそ20年となっております。また、財源内訳につきましては、起債が2,550万円、一般財源として850万円となっております。

秋山係長

新築住宅補助金について、先ほど説明がありましたが、その続きについてご説明させていただきます。

新築について、古い住宅の基礎や柱を残して使いということでご質疑がありましたが、ご質疑の内容については基礎や柱が残っている状態ですので、そちらを工事するとなると大規模な模様替えや大規模な修繕となりまして、新築の扱いにはなりません。よって、本制度の対象外となります。なお、この場合、住宅改修支援補助制度、別な制度ですが、そちらの対象にはなると考えます。

続きまして、建設業要件、市内の不動産業者等が市外の建設業者に外注してということではありますが、まず市内の建設業許可業者で、建設一式を持っている者が対象となります。質疑としましては不動産業者等というお話がありましたので、不動産業者は対象外となります。また、建物の転売についても対象外となります。

続きまして、1,980万円の財源内訳はということなのですが、まず社会資本整備総合交付金の対象となりまして、990万円が国のほうからの直接交付金となります。そのほか、裏の部分となりますが、起債等にはハード事業ではないため該当しない、一般財源として990万円を計上して、合計1,980万円ということになります。

続きまして、この財源は何年度まで使えますかということですが、国の制度としましては、社交金として住宅政策の全般、効果促進に当たりまして、国の制度の変更がなければ国のほうとしては残っていくということになりますが、今回の市としての制度の設定については総合戦略の期間、平成31年を現在のところ考えているというところです。

続きまして、1年ごとの金額は前年のいつまでの申請かということなのですが、恐らくは交付申請ということで理解してよかったかなと思うのですが、社会資本整備総合交付金の効果促進に該当します。先ほどもお話ししました。そのヒアリングとして、前年度の4月と10月に北海道のほうと協議し、予算要求のほうを設定することとなります。

また、ご質疑にありましたとおり、予算が底をついたときということでありましたが、50パーセントを一財で対応していることとなります。その時期については、例えば補助申請の時期、あとは補正予算の時期といろいろ絡んでくるタイミングがございますので、そちらのほうを確認しながらということになります。

すが、基本的には一財である50パーセントを確保する財源がなければ対応できないと考えていますので、一般財源だけでは考えていないというところです。あと、事業を始めて交付申請はできるかという質疑でしたが、事前着工という形になりますので、対象外になりますので、そういうことはできません。

まず、コミュニティ施設のトイレの状況についてですが、市内に12館施設がございますが、全施設で大便器が72あります。そのうち洋式が38ということで52.8パーセント、半数以上が洋式という状況になっております。また、全ての館において、1階、2階という別はございますが、男性、女性がそれぞれ洋式トイレを使えるという状況にございます。

続いて、街路灯の関係ですが、設置の補助と維持費の関係、連動する部分がありますので、一緒にお答えしたいと思います。まず、26年度から街路灯のLED切り替え促進計画に基づき、予算ベースでの数字になりますけれども、まず26年度、スタート時が933灯2,822万4,000円、この予算措置からスタートしまして、29年度は450灯ということで記載のとおりなのですけれども、LEDの達成率としましては29年度末で47.32パーセントということで見込んでおります。

そして、街路灯の維持費の補助金については、またこれと連動する部分になるのですが、23年度から25年度まで、当時は約3,100万円ぐらいありました。電気料の相次ぐ値上げがありまして、27年度には3,900万円、そしてその後LEDの切り替え促進も踏まえまして、29年度予算では2,900万円ということで減少してきております。ピーク時の27年度と比べますと、29年度予算については約1,000万円減額ができたということになります。これは、街路灯の設置にかかわるものでそれだけの効果が出たと捉えています。

また、LED灯、それからナトリウム灯、水銀灯ということで街路灯には3種類の種類がございますが、その占有率につきましては、切り替え促進計画の当時、26年度についてはLED灯が1,345灯、今回29年度実施によって2,751灯、ナトリウム灯は26年度が2,487、29年度では2,000灯、そして水銀灯は26年度が1,986灯、29年度の見込みでは1,062灯ということで、結果的に29年度にLED、それからナトリウム灯の省電力となります占有率は81.7パーセントまで上がります。結果的には切り替え促進計画中の省電力の占有率は約16パーセント上がっているという効果が出ております。

今後もLED化を進めてまいりますけれども、これまで重点的に切り替えを進めてきました水銀灯からLEDへの切り替えがおおむね達成された時点で、今後は電気料の削減効果が少なくなるのですが、ナトリウム灯からLED灯への切り替えを想定して改めて計画を立てたいということで考えております。具体的に水銀灯がいつなくなるかということについては現時点ではお答えできませんけれども、今後とも町内会の要望等、また財政状況も勘案しつつ、最大限にLED化を進めていきたいと考えております。

次に、まちづくりセンターの駐車場についてですが、こちらのほうは、駐車場の整備改修等、国の社会資本整備交付金を用いたことから、まちづくりセンター専用の駐車場という位置づけとなっております。そのため、まちづくりセンターの利用者と駅前商店街等の買い物のお客様とは駐車場を区別しなければならないということで、お買い物の方については駅前商店街の無料駐車場を使っていただくようお願いはしております。今後は、まちづくりセンターの役割ですとか、また設置目的等、将来的に大きく変わるような状況があれば、国の

承認を受けて条例改正等を行うようなことになって、駐車場の利用方法が変更される可能性はあるかもしれませんが、今のところ規制が解けるかというような時期等含めて明確にはお答えできません。今のところは現状のままとということです。

そして最後に、まちづくりセンターの関係です。職員の体制、祝日等の関係なのですが、平成27年度にまちづくりセンターの指定管理者の公募を行いました。このときには、直営と同じ水曜日のお休みと年末年始のお休みという管理基準で募集を行いました。応募いただいた空知文化工房のほうでは、利用者の利便性、それからサービス向上のために、あえて水曜日を休みとしない、定期的な休館日を設けないということで運営をいただいております。

あと、職員の状況につきましては、現在は6名の職員の方が交代で勤務ということになっております。6名のうち3名は常時必ずいるような状況になっておりますが、勤務時間は9時から17時まで、そして17時から21時まではシルバー人材センターのほうに委託をして、貸し館等の対応をいただいております。現状としては、特に職員の体制については問題なく管理されているということでお聞きしています。

あと、収入等につきましては、まだまちづくりセンターのほうは決算がこれからですのではっきり言えないのですが、今のところは直営時と比べて、利用者数、それから利用料金収入も直営時を上回っております。市としては適切に運営管理が行われていると認識しております。

横山課長

自転車の条例の関係3問のうち2つにお答えしたいと思います。

まず1問目、条例の実施に伴う費用等の関係、人件費、それから物品購入費、需用費等々費用、人員の関係でございますが、これは新たに必要になるとは考えてございません。駐輪場の設置に伴う指導啓発等につきましては、これまで同様、くらし支援課に配属しております交通安全推進員、それから交通安全指導員、4名嘱託職員がおりますが、彼らを中心に既存の予算の範囲内で対応していくという予定でございます。

また、国による助成措置ということでございますけれども、いわゆる自転車法の第15条、都市計画事業として行う自転車等駐車場の施設整備、用地取得に対する補助制度でございますけれども、直接的に自転車法からストレートに結びついた補助制度というものは特段ないと捉えておりますけれども、滝川の駅前広場の駐輪場整備のように、都市計画事業全般、広く全般において助成する交付金等の制度があるというような認識でございます。

2点目でございます。目的達成のための総合的な施策とはということでございますけれども、1つ目としては、歩行者の交通安全を妨げるような放置自転車を指導勧告、撤去するというような直接的な道路環境の改善の取り組みですとか、それから小中高校生などに対する利用ルールの指導、それからマナーの啓発など、ソフト対策と相まって具体的な問題、課題に応じて、必要に応じて組み立てていくさまざまな施策だと捉えてございます。

小田桐課長補佐

市庁舎の駐輪場の規模拡大についてのご質疑ですが、庁舎駐輪場につきましては、図書館移転開館以来、中学、高校生のテスト期間に生徒の利用が急増し、駐輪スペースが不足することから、事前に教育委員会にテスト期間を確認して、看板等で周知をし、庁舎南側前庭に臨時駐輪場を増設しております。しかし、駐輪場の恒常的な規模拡大については、敷地のスペース上難しいと考えている

ところです。現在も教育委員会を通しての駐輪場使用のマナー指導や滝川西高等学校の教諭による巡回指導等により注意喚起を行っていただいております、今後も庁舎管理として注意喚起の徹底をいたしますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

越前事務局長

投票区の再配置についてなのですが、現状、投票区内の街区の選挙人の数ですとかそういったもの等全て把握しまして、現在まで何度か委員会でもんでおります。その中で、大まかにというか、ほぼこういった形にしたらいいのではないかという素案はできておりまして、今月末の委員会におきましてその場所を視察に行つてこようと思っております。その後、委員会の中で再調整、決定いたしまして、また地域の方々とも調整いたしまして最終的な決定となると考えております。

松本係長

図書館の維持管理に要する経費から総務費のほうに移管した理由ということでご質疑がありましたことに対してお答えさせていただきます。

図書館の施設維持に係る経費の額を明確にしたいという考えで、新図書館オープン当初からこれまで教育費で計上していたところであります。燃料費、光熱水費、委託料等の図書館の維持管理に要する経費なのですが、新図書館がオープンしてから5年経過したことによりまして、図書館施設の維持管理に関する経費につきまして実績を十分に把握できたということによりまして、当初、これまで予算を区分けしてきた目的は既に十分に果たしたであろうという判断をさせていただきます、総務費の庁舎の維持管理に要する経費に燃料費、光熱水費、委託料等の図書館の維持管理に要する経費につきまして移管したいとするものでございますので、ご理解をお願いいたします。

清 水

自転車に関して、4名の嘱託職員で対応されるというご答弁だったのです。イメージとしては、今たくさん既にこの条例の撤去対象になるであろう自転車は何割かあると思うのです。それがなくなれば現在の駐輪場管理の手間よりも楽になるというイメージは持っているのですが、最初は大変だと思うのです。何百台とかに告知したり、そういう作業が。初期的にはくらし支援課の、4人だけでなくみんなでやって、ある時点から4人で回すよという、そういうふうに私は受けとめたのですけれども、お伺いしたいと思います。

横山課長

嘱託職員4名で対応ということでございます。基本的に条例を作成しまして、自転車を公共の場所、道路ですとか公園等にあるものを撤去できるとなっております。かつて平成20年代前半、20年、22年ぐらい、実は駅前のスマイルビル前の公開空地でしたか、あの周辺にかなりの数の自転車が放置されていた時期がございました。その後、うちの嘱託職員を中心に職員も先頭に立って警告をやってまいりまして、現在ではほとんど、5台から10台程度がたまに見受けられる程度になってございます。

現時点の想定といたしましては、実は駅前広場駐輪場というのが4月から開設いたします。駅前の形が変わります。人の動線も変わります。自転車の流れも変わります。どこにどのような形で自転車の違法駐輪といいましょうか、そういったものがされるというのは現在想定はされておきませんが、清水委員おっしゃるとおり、最初が肝心だと思っております。最初の4月、5月、雪解け時期はまめに嘱託職員を中心に巡回をして指導をして、新しいルール、マナーを皆さんに身につけていただきたいと思いますと考えてございます。

委員長

ほかに質疑ございますか。

井 上

それでは、61ページ、ふるさと納税の関係なのだけれども、非常に担当のほうも頑張っているようですけれども、今、歳入の花形にもなっているのだけれども、実はこの間「プレス空知」を見たら、小さなまちでも結構伸ばしてきている。何かアイデア勝負のような感じがするのだけれども、ふるさと納税の関係で7,300万円余が計上されているのだけれども、実際に委託料とその他諸費の関係、この中身をもう少し詳しく知らせてほしいのと、いわゆる返礼品が人気の度合いになっているのではないかと思うのですけれども、滝川においては人気のランクはどのようになっているのか、そのうち農産物の割合はどのようになっているのかお伺いします。なお、大分目標も上げたようですけれども、特別なことしの作戦が考えられているのか、特に返礼品についてはどういうふうに考えているのか。それから、代表質問でもあったのだけれども、過剰なというか、見直しも総務省のほうから出るようなことも言われているのですけれども、そういう場合に滝川市で影響をこうむるようなことがあるのかどうか。次、65ページ、庁舎管理の関係だったのですが、先ほど清水委員の質疑にもあったのだけれども、3,400万円の庁舎防災監視の工事の関係だったのだけれども、先ほどの答弁を聞くと、どうも業界のめどというか、自主判断というか、そういうようなことになっているような答弁だったのだけれども、これは実際に契約的にどのようになっているのか。これというのは競争入札の原理が働くのか。それと、もう一つは、今までこの関係で不都合がいろいろあったのかどうかお願いします。

それと、同じ65ページなのですが、江部乙の改善センターだと思うのですけれども外壁改修工事ということでここへ出ているのですけれども、江部乙の改善センターの関係の改修というのは年次的なものなのか、これからも続く形での計画があるのか。というのは、代表質問の中で全体的に新しい計画を立てなければならないような答弁があったように記憶しているのですけれども、それとの関連についてお願いします。

次、67ページ、空き家の適正管理に関する36万3,000円なのだけれども、平成24年に空き家法が滝川独自で制定されて、かなり空き家の適正管理が進んでいると聞いているのだけれども、実際にこの関係については、そちらの危険空き家のほうの関係で何か新しい施策を進める上での費用なのかどうかについてお伺いします。

委 員 長

ここで休憩とします。再開は13時といたします。休憩いたします。

休 憩 11:55

再 開 12:58

委 員 長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

井上委員の質疑に対する答弁を求めます。

万年係長

ふるさと納税の経費の主な内訳ということでお答えさせていただきます。

まず、ふるさと納税業務委託料1,296万円、これはインターネットのポータルサイトに載せる掲載料となっております。そして、その他諸費の内訳ですけれども、一番大きなものは返礼品、これが5,576万4,000円、そしてヤフー公金といひまして、クレジットカードの決済、このお金が274万円、あとは郵便料等の事務費となっております。

そして、返礼品の中で人気のあるものですけれども、まずジギスカン、そしてアイガモ、野菜という順になっております。野菜の占める割合、これは約3

堀之内課長 割となっております。

今年度のふるさと納税の作戦といいますか、事業展開、それから返礼品の関係の質疑がありました。

まず、事業展開としましては、過日行われました代表質問の中でも本間議員の質問にありましてご答弁させてもらっていますが、調査データなんかによりますと、ふるさと納税のやり方がわからないといった人が多いということがございますので、ふるさと納税のやり方と北海道、滝川市というものを結びつけた取り組み、これが効果的ではないかと考えておりまして、滝川市と関係のある企業等へ訪問して特産品の説明ですとか直接やり方を伝えるといったいわゆる営業型の事業展開、こういったものを目指していきたいと考えております。また、昨年委員の皆さんにも大変お世話になりましたが、首都圏のPR事業、これについてもターゲットを絞っていくような形で、場所の特定も今後進めながら、こちらも同時に展開していきたいと考えておりますので、これについてもまたご理解、ご協力をいただければ大変助かると思います。

それと、国の、いわゆる新聞報道等でもにぎわせております過剰な部分の関係ですけれども、まず返礼品につきましては、議会の答弁でもさせていただいておりますが、おおむね4割程度としております。これは我々としては全国的にはスタンダードなものであらうと考えておりますので、過剰なものにはなっていないと。それから、返礼品の、いわゆる高額、高価な、換金性が高いとか、そういったものは用意しておりませんので、これも総務省の指導に抵触するものはないと考えておりますので、引き続き地元事業者と連携をとりながら進めていきたいと考えております。

松本係長 庁舎防災監視設備更新工事についてのご質疑ですが、業界によります更新に関する年数についての情報につきましては、あくまでもおおよその目安としてこちらとしても考えておりまして、今回工事を予算に計上しております要因といたしましては、その目安も要因の一つではありますが、機器のメンテナンス期間の関係で交換部品が供給されなくなる可能性が今後高くなるということも要因となっております。このような要因を総合的に判断いたしまして計上させていただいたものになります。

また、業者の選定に関しましては、予算が可決いたしましたら一番ベストと考えられる手法で選定していきたいと考えておりますので、ご理解願います。

また、これまで機器につきましてふぐあいや不都合があったかというご質疑ですが、火災報知器の検査等を適正に行っていることから、特にふぐあいというものはこれまでも発生していないということでお答えさせていただきます。

東主任技師 農村環境改善センター外壁等改修工事につきましては、個別具体的計画が定まる前ですけれども、正面玄関の外壁タイルが落下している部分の安全性確保を優先とした修繕でございます。

大橋係長 危険空き家についてのご質疑にお答えいたします。

こちらの対応につきましては、所有者の方々に対する文書指導のほか、電話や直接訪問による指導を繰り返し行うなど、接触の機会を数多くとる中で解決に向け対応しているところです。これまでのこういった粘り強く話し合いを進めた結果、平成24年以降、危険空き家として認定した物件79件のうち既に解決したものが46件あり、現在修繕中や解体の意思表示をしたものが19件と、解決に向け対策が進んでいる状況です。このような対策の中で、平成24年度以前から

対応してきた物件が、時間はかかりましたが、解体に向かったケースも出てきているような状況ということでございますから、平成29年度に向け新たな施策は今のところ検討しておりませんが、今後もそれぞれの物件についてパトロールなどにより建物の状況を常に把握し、その時々状況に応じ適切な措置をとるなど、住民の生命や財産の保護に努めてまいりたいと考えております。

井 上

返礼品の金額については割り返せばわかるのだけれども、何パーセントになっているのか。それです、私ちょっと気になっていたのは、返礼品が、先ほどの人気ランキングにあるように、野菜のほうもある程度高い割合になっているということなのだけれども、米のほうはどんな感じになっているのか、それが1つと、もう一つは、やり方の作戦で企業訪問というようなことが言われたのですけれども、実際これはどこの部がどういう形でやられるのか。担当課だけでやるのか、あるいはもう少し大きな、滝川会とかいろいろなことでやられるのか、あるいは東京在住の人に特別そういう特命を持った人をお願いするのか、その辺何か考えがあるのか。私、一緒に東京にこの関係で行ったときに、前副市長の鈴木さんも来てくれたのだけれども、そういう人の活用だとか、その辺考えておられるのか。

それと、庁舎の関係については、私が言ったのは、いわゆる委託業者の形になっているのか。もしそうであれば、その中に更新の契約というのがあるのではないのかなと思って、それで聞いたのだけれども、そのあたりどういうふうになっているのかをお願いします。

委 員 長

井上委員、先ほどのご答弁で寄附額の4割というご答弁があったのですが、それは除いていいですか。

井 上

いいです。

委 員 長

ほかの件での答弁を求めます。

松本係長

ただいまのメンテナンスの関係ということだったのですけれども、委託に関して、委託業務の中にメンテナンスというのは特に全く入っていない形になっております。

万年係長

米の割合は約1割となっております。

副 市 長

企業訪問というのはどんな形でやるかということでございますけれども、今も滝川市役所全体で全ての会議、いろんな会議で進めていることは全庁的にやっております。ただ、先ほどおっしゃっていました東京滝川会ですとか札幌滝川会、いろんな会員の方がいらっしゃいます。そういう方にご紹介をいただいているのですけれども、そういうところを重点的にやって、先ほど財政課長が答えましたけれども、ふるさと納税のやり方がわからないということであれば、そういうところに個別訪問して、一人でもふやしていきたいという形で全体的に取り組んでいきたいと考えています。

委 員 長

ほかに質疑ございますか。

三 上

まず、61ページの外国青年招致事業の関係なのですが、1,400万円。29年度、何人の受け入れを考えているのか、それと活動内容、そもそも外国人青年招致という事業の目的、これを伺いたいと思います。

2点目です。空き家の関係、今説明ありましたが、79件の危険空き家があったと。今減少しているということで、今回空き家については36万円ちょっとの予算組みなのですが、先日室蘭で全道初の行政代執行をしたというニュースがありまして、29年度、行政代執行をするような危険空き家というのはない

と思いますけれども、その辺の状況を伺いたいと思います。

3点目、広報についてです。昨年あたりから、広報が配布されるのですが、穴があいてきておりません。経費削減の関係で穴をあけなくなったのだと思いますが、結構高齢者の皆さんはあれを大事にとじているのです。その関係で私のところにも苦情が何件か来ますけれども、なぜあけなくなったかという市民説明というか、市民にそういう周知をされているのか、また今後される予定があるのか伺いたいと思います。

山内課長

外国青年招致事業に関する何人かと経費の内容、それから活動内容、そもそもの目的ということでございます。

29年度におきましては3名を予定しております。活動内容、目的につきましては、このプログラムは通称JETプログラムというものでございまして、ジャパン・エクスチェンジ・アンド・ティーチングプログラム、語学指導等を行う外国青年招致事業ということで、総務省、外務省、文部科学省及び総務省の外郭団体になります一般財団法人自治体国際化協会、通称CLAIRというところの協力のもとに実施されている内容でございます。外国語教育の充実と地域レベルの国際交流の進展を図ることを通して、日本と諸外国との相互理解の増進と日本の地域の国際化の推進に資することを目的として実施されている事業でございまして、この事業を活用して私ども滝川市において招致事業をやっておりますが、当市におきましては各種イベントの企画立案、語学指導等、それから外国語発行物の翻訳監修などを行っているところであります。

大橋係長

空き家の代執行の関係についてご答弁させていただきます。

平成24年度に条例を制定いたしまして、それ以降滝川市で行政代執行を行ったケースはございません。代執行を行うためには、指導、助言、勧告、命令、そして命令に従わない場合は代執行という形になるので、代執行になるまでは指導を始めてから1年以上はかかるものと考えております。平成29年度予算措置しています36万3,000円につきましては、簡単な最低限の修理代、そういったものを計上しているものでございまして、仮に代執行を行う場合は補正予算を組むというような形になるかと思います。

深村課長

私のほうから広報紙の穴あけのことに關しましてご答弁させていただきます。実は広報をとじるファイルでございまして、こちらのほうは従前印刷会社のほうから善意で、ご好意で寄贈していただいております。そちらの会社が営業できなくなったということで、それに関連してファイルのほうの寄贈もいただくことができなくなりました。そうしたこともあって、ファイルを寄贈いただく前提で穴あけをし、保管をしていただくということで取り組んではいたのですが、そうしたことから市といたしましては、紙面の有効活用という部分も含めて、中央部分もフルに使った中での広報紙の作成といった観点から、昨年からですか、穴をあけなくなっております。保存年限につきましても、1年以上保存していらっしゃるという方のウェートも少なかったという部分もありましたので、そうしたことから、穴あけのほうについては見送らせていただいております。

なお、この件につきましては、当初お電話等でも苦情等いただいた経過はあったのですが、改めて広報紙のほうに囲みの中で穴あけをしなくなった理由等も付した中でご説明をさせていただいていたという経過もございます。今後におきましても、市民の方からの問い合わせがあった際には親身な対応は心がけて

三 上 いきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

外国人の招致の関係なのですが、後で出てくる教育費にALTの関係で2,287万円予算計上されているのです。それで、ここ総務費では外国人の語学の関係で1,417万円だということを話されています。この整合性というのは何なのか。もしそうであるのであればこれは教育費に行くべきものでないのかなと思いますので、そこを詳しく伺います。

山内課長 この部分につきましては国際交流員の予算措置でございまして、教育費につきましては外国語指導助手ということで、通称ALT、アシスタント・ランゲージ・ティーチャーということになっております。それで、総務費については、3人の国際交流員という役割の者の分の予算がついているところであります。

委員長 要するにJETプログラムで使っている3名を学校で使っているのではないかという質疑です。

山内課長 国際交流員につきましては、この職務についてはさまざまな職務があるのですが、基本的には地域において国際交流活動に従事する者が国際交流員でございしますが、学校においても活動する場合がございますが、主たる業務につきましてはあくまでも地域の国際交流活動ということになっておりまして、語学指導に主に従事する者についてはALTということになってございます。ですから、学校のほうに常駐でとか、そちらを主にということでは現在行っておりません。

三 上 わかりました。外国の交流活動がメインだということですね。そうであるならわかるのですが、その活動の内容というのが市民はよくわかっておりません。どのように知らせますか。

山内課長 JETプログラム自体につきましては、ただいま申し上げましたとおり、職種は実は3つございまして、外国語を主に指導するALT、アシスタント・ランゲージ・ティーチャー、それからただいま申し上げました地域におきまして国際交流活動に従事する国際交流員である通称CIRという者、それから地域で主にスポーツを通して国際交流活動に従事するSEAというのがあるのですが、当市では採用しておりませんけれども、これらにつきましては職種分け等についてなかなかご理解いただいていない部分もございしますので、これにつきましては広報等を今後活用いたしまして、少しでも理解していただけるように努力してまいりたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

委員長 ほかに質疑ございますか。

小 野 まず、63ページ、2款1項3目企画費として滝川市地域公共交通活性化協議会補助金、金額は小さい、5万円とあるのですが、去年もついたのですけれども、これの具体的な活動内容についてお聞きします。

それと、広報の配布等の報償費ということで去年より減額、9,000円下がっているのですが、広報配布については去年もお聞きしたのですが、これについては町内会の会長報告により配布量を決定していると思うのですが、変更届の中身を精査して減額したのかどうかをお聞きします。

それから、さっき街路灯の工事で皆さんお聞きしましたけれども、街路灯設置の中で全く手つかずの地区があるのかどうか、それをお聞きします。

それと、市民が活躍するまちづくり活性化事業補助金なのですが、再構築されたということで継続しておりますけれども、若者を初め新たな担い手がまちづくりに参加する仕組みとありますけれども、これはどういう事業というか、中身的なことをお聞きします。全体的に制約があり過ぎてPRが不足しているの

でないかという感もあるのですが、その辺も一緒にお聞きします。

それから、町内会等活動促進事業補助金、前年から見ると50パーセント削減されているのですが、社協の申請サポート事業のほうに移行ということなのですが、これについても補助金団体の活用というのが少なくてこのような結果となったと思うのですが、この辺についての説明をお伺いします。

それと、一般乗合バス運行負担金、12万8,000円減額になっています。この減額の理由も、实际的に本当に利用が少なくなったのか。買い物バスなど結構運用しているところがあるので、その辺の影響もあるのかどうか、その辺も一緒にお聞きします。

稲井主幹

1点目の地域公共交通活性化協議会の役割でございますけれども、1点目といたしましては、市内バス路線の維持確保に関する協議の場であります。2点目といたしましては、滝川市内線の国庫補助申請にかかわります内容の承認の場としての役割を果たしております。3点目ですけれども、バス利用促進策の検討、実施ということで、例えば高齢者あるいは小学生に対するバスの乗り方教室の実施ですとか、商店街と連携しましたバス乗車トクトクサービスカード事業の実施、こういったものが挙げられます。

それから、一般乗合バス運行負担金に関するご質疑の件でございますが、バス路線の維持にかかわります市の予算といたしましては、1つは、複数の自治体にまたがる広域路線の維持、それからもう一つは、滝川市内で完結します市内線の運行の維持に関する経費がございます。そのうち前年予算から減額をいたしました主な理由といたしましては、広域路線であります滝川－奈井江線が大きく影響してございます。本路線は、国と道、それから一部市町の補助によって赤字を補填しているような形で運行しておりますが、昨年12月1日からバスダイヤの見直しを行いまして、より効率的な運行ということで経費削減、赤字が減少するような形で見直しを行いましたことから、このような予算計上に至ったところでございます。

高木係長

広報配付等報償費についてご答弁させていただきます。

平成28年10月1日時点におきまして各町内会から報告をいただいております世帯数の予算となっております。また、変更につきましては、随時、広報広聴係と連携いたしまして、各町内会からいただいた変更届に基づきまして対応しております。

横山課長

街路灯の関係についてお答えいたします。

大変申しわけございませんけれども、今手持ちの資料で手つかずがどれくらいということは申し上げられないのですけれども、間違いなく少なからず手をつけられていない町内会というのはあると認識しております。先ほど澤田補佐のほうからも答弁いたしましたように、来年につきましては400灯余りを切りかえをしていこうと考えてございますが、実際のところ水銀灯がどのくらいあるかといいますと、まだ1,000灯以上ございます。そういった中で、これからは手を挙げていない町内会にも市のほうで働きかけていきながら、各町内会の経費も減らしていくというようなことができるようにという取り組みを今後していきたいと考えてございます。

澤田課長補佐

私のほうからは、市民が活躍するまちづくり活性化事業補助金、それから町内会等活動促進事業補助金について回答いたします。

市民が活躍するまちづくり活性化事業補助金については、申請団体の40歳未満

の方、人数が30パーセントを占める場合に補助金を5万円アップするなど、28年度から制度設計を行いました。ただ、実際には、相談は数件は来ていたのですが、新規で申請とつながったものは残念ながらゼロです。そして、継続事業が1件という状況でありまして、広報、ホームページ等でPRを行ってまいりましたが、今後も引き続き周知を行ってまいりたいと思います。また、今後の状況を見ながら制度設計の見直しなんかも含めて検討したいと考えております。そして、町内会等活動促進事業補助金については、社会福祉協議会のほうの申請サポート事業と内容が酷似しているということで、28年度から新規の受付を市としては終了して、今のところは27年度までに申請いただいた、残っている継続事業だけの分の補助ということなので、今回予算額が減っております。参考までに町内会等の活動事業に関しては、5件程度市にも相談が来ておりまして、社会福祉協議会のほうにも紹介という形でつないでおります。

小 野 広報配布の報償費についてお伺いしたのですが、各町内会、届け出が出ていて、それに対応しているということなのですが、私も1つの町内会長をやっているのですが、その対応をしている記憶がないのです。その辺を確認したいので、再度あれするということなら、もう一回再確認して、改めたことをやるという必要があると思いますので、その辺確認いたします。

委 員 長 休憩します。

休 憩 13:28

再 開 13:30

委 員 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
答弁を求めます。

横山課長 昨年も小野委員から同様の質疑いただきました。広報報償費の関係の文書は4月と10月に配布させていただいております。この後4月を迎えて新たな文書を配布するということになりますが、そこの中にはまた一文を加えて周知をしていきたいと思ひますし、町内会長の皆様にはその文章にちょっと強調して書かせていただきますので、しっかりと現数を報告していただいて、適正な枚数といひますか、数字を申告していただいて、それに基づいてお支払いをしていくという形をとっていききたいというふうを考えてございます。

委 員 長 ほかに質疑ございますか。

水 口 62ページ、企画費の中の國學院短大の修学奨励金ということで747万円についてなのですが、平成27年度に地方創生という中での事業として新設されて、そのときには西高生から1名、それからいわゆる修学奨励金ということで上限30万円、20件と、こういう予算でスタートしているのですけれども、今年度の747万円もそういう振り分けになっているのかということと、西高の1名と上限30万円の20件、どれほどの実績があるのか、あわせてお尋ねをします。

それから、もう一点でございますが、64ページの財産管理費、ストックマネジメントの推進に要する経費の公共施設修繕事業1,080万1,000円、これの主な内訳をお聞かせいただければと思ひます。

稲井主幹 國學院短大の奨励金に関しまして、地方創生で当初計上いたしました件数といひましては30万円の奨励金について20件でございましたが、29年度の予算につきましては17件で計上させていただきました。そして、西高からの学校長推薦によります進学の奨励金でありますけれども、当初1件で予算措置をしていましたところ、29年度につきましては2件ということで計上をさせていただき

ました。実績でございますけれども、初年度の20件を予算措置をした中での実績でございますけれども、30万円の奨励金については14件、そして西高の推薦のほうについては予算どおり1件ということでございます。

東主任技師 公共施設修繕事業1,080万1,000円の内訳なのですが、丸加高原オートキャンプ場浄化槽の修繕が49万6,000円、美術自然史館受水槽ポンプ部品交換が21万9,000円、音楽公民館排煙窓及び電気設備修繕が28万9,000円、美術自然史館消防用設備機器更新が640万4,000円、まちづくりセンターの消防用設備の更新が149万5,000円、同じく航空動態博物館の消防用設備機器の更新が14万7,000円、あと非常用照明設備の更新が6施設合わせまして174万7,000円の合計1,080万1,000円となっております。

水 口 ストックマネジメントは主なものと聞いたのですが、細かく教えていただきまして、ありがとうございます。

それから、奨励金のほうなのですが、その年の実績によって、次の年の上限30万円、何件を予算化するかというのはその年その年で難しいのだろうと思うのですが、それで西高が、当初1件の予定が、ことしは2件ですと。これは、その年によって1件だったり2件だったりというような、そういう考え方なのか、それともその年の進学の状況で件数を判断していくのか、西高が1件、2件と動く、その理由をお知らせいただきたいと思います。

稲井主幹 奨励金の件数の算定に当たりましては、まず30万円の奨励金につきましては、ある程度前年の実績ですとか、まだ2年目ということもございますので、今後の動向を踏まえて判断していきたいと思います。

西高の奨励金につきましては、基本的に何人というところでやっていくのかということについてはフリーハンドということではないと思っていますので、例えば地方創生の効果検証ですとかそういったことも含めて予算計上の際にご説明はしていきたいと思っております。今回に関しては説明が不十分ではないかというご指摘なのかと思いますが、そういった形で進めていきたいと思っております。

水 口 その年によって1件なのか2件なのかによって、生徒だったり親だったり2件あると思って目指すのか1件あると思って目指すのか、それによって生徒の進路先も変わっていくという、そういうことについて配慮していくという考えで統一した件数でいくよとか、そういう考えにはならないと判断していいですか。

副市長 水口委員ご指摘のとおり、人数が確定しなかったら親御さん、生徒さんの進路指導に影響するのではないかとというご質疑です。これにつきましては、去年は就職して滝川に残っていただくという方を前提に生徒を選んでいきました。私も今、商工会議所、國學院短大、私も入って協議会みたいなのを立ち上げて進めているのですが、今年度は、基本的には短大に進んで本学に行くと。本学でも補助金をつくっていただくという中で進めていっています。これも、でき得る限り地方創生の中で、滝川に戻ってくるという前提で、人数の確定はしたいと思いますが、今後若干ふやしていきたいという思いはあります。

委員長 ほかにも質疑ございますか。

渡 邊 65ページです。自動車の維持管理に要する経費777万8,000円、前年度よりは減になっております。公用車の管理という理解はしています。現有の公用車の台数の確認と、これから行財政改革を進める上で適正な公用車の車両数というの

はどの程度かお聞きしたいと思います。

もう一点、先ほど水口議長、ストックマネジメントの推進に要する経費の中の公共施設修繕事業について質疑していましたが、私は、ストックマネジメントの公共施設全ての部分でこういうふうな予算をつけるということに対して、それぞれの所管が本来予算づけをして、維持管理をやっている所管がすべきではないのかなというのが1点あります。その辺についての考え。それから、こういう小規模、大規模的な修繕をやっていく中で、ストックマネジメントというのは長寿命化とか集約化とかそういう大義がうたわれているのですけれども、こういう修繕をやる意義について確認したいと思います。

松本係長 ただいま公用車の関係でご質疑いただきましたことにご答弁させていただきます。

台数なのですけれども、29年度の予算で管理している台数というのは、総務費だけではないのですけれども、市役所の分で今管理している分を合わせまして全部で100台、ちょうど100台ということで予算計上しているところでございます。共用車両や専用車両、配属車両、いろいろ用途はあるのですけれども、現在の台数でも足りない話が出ることも多々あるものですから、現在の台数で運用していこうということで今考えているところでございますので、ご理解のほどお願いいたします。

高橋係長 今回の公共施設の一元管理というか、修繕につきましてですけれども、これは公共施設マネジメント計画にも記載のある中身です。効率的な施設の維持管理という面で、そういった体制構築を進めるために、日常点検の強化から施設情報管理、横断的な視点による修繕計画というか、修繕の優先順位づけ、そういったもののサイクルを回して、より効率的なものを目指すということで取り組んでおります。確かに集約化も大事ですけれども、集約化も進めつつ、現在運営している施設の維持保全のレベルも計画的、効率的に進めるという意義を持ってやっているものでございます。

委員長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、質疑の留保はなしと確認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 以上で総務費、関連議案第18号の質疑を終結をいたします。
所管入れかえのため休憩をいたします。

休 憩 13:44

再 開 13:46

委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費

委員長 消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費を一括して説明を求めます。

中島部長 (消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費について増減の主なものなどを説明する。)

委員長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

木 下 151ページ、13款職員費、1項職員費、1目職員費、給与等に要する経費のうちの超過勤務手当、平成28年から見まして502万4,000円の減となっております。取り組み内容についてお伺いいたします。

須藤係長

私のほうから超過勤務の減の取り組み内容ということでお答えをさせていただきたいと思います。

超過勤務の縮減につきましては、財政健全化計画に基づきまして毎年度減をしている状況でございます。取り組みについてですけれども、これまで進めてきております毎週水曜日におけるノー残業デー、そして週休日、休みの日に仕事をされた者の振りかえ休暇の取得のさらなる徹底というものが必要だと思えます。これらのほか28年度の取り組みとしましては、業務改善研修を実施したところでございます。これは、仕事の必要性だとか仕事の進め方の業務改善を行ってまいりましたので、今後ともこれまでの取り組みのほか、職員一人一人がこういった意識をしながら、職員一体となって取り組んでいくことが必要なのかなと考えているところでございます。

委員長
三上

ほかに質疑ございますか。

今の超過勤務手当の関係で、手当の予算額も減りましたが、時間数ではトータルでどのぐらいの削減になっているのか伺いたいと思います。

それと、2点目は、通勤手当にもかかわってくると思うのですが、一般職の方で市外在住者というのは何人いらっしゃるのでしょうか。

小畑課長補佐

まず1点目ですけれども、金額ではなくて時間数ということでいきますと、平成26年度におきまして、市役所全体ということになりますけれども、全職員で3万6,000時間という実績がございます。これは月1人当たりでいきますと14.3時間だという計算になっております。この数字をもとにしまして平成27年度から財政健全化計画ということで策定をし、進めておりますけれども、27年度、直近の実績としましては約3万1,000時間ということで、これは月に直しますと12.1時間ということで、1人当たり月約2時間ぐらい、割合にしますと大体9割は切る、87パーセントぐらいの執行になったという実績でございます。引き続き財政健全化計画の中では金目で減額をしていかなければいけないということがございますので、今年度、さらに新年度に向けまして、27年度の実績よりもさらに時間数の減を進めていきたいと考えております。

それから、2点目の通勤手当に絡みまして、市外から通勤している職員の数ということで、一般会計の職員の数でいきますと8人ということになります。

委員長

一旦休憩します。

休 憩 13:54

再 開 14:00

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに質疑ございますか。

清水

それではまず、11款公債費です。146、147ページです。元金が17億8,265万8,000円、利子が1億9,233万7,000円ですが、まず臨時財政対策債関係の元金と利子それぞれについてお伺いします。

2点目は、29年度末の起債残高は443ページの地方債に関する調書でまとめられていますが、一般会計の残高見込み168億7,515万2,000円に対する交付税措置額の合計、また利率の範囲、上限、下限について伺います。

次、13款職員費、150、151ページですが、154人の嘱託職員がここに入っております。27年度事務概要では嘱託職員の数200名を超えているのですが、一般会計の嘱託職員は154名と。それで、これらの方々に対して、まず1点目、産前産後休暇は滝川市では取れるようになっているのかということが1点目です。

2点目は、同じく嘱託職員が育児介護休暇の対象外になっていることは、これはわかっています。これは大問題だと思うのですが、即時に対象にできるよう要綱改正をすべきだと思いますが、どのような改正が必要か。また、総務省から通知、助言、指導などが来ていると思いますが、どのようなものが来ているのか。

3点目ですが、これを実行する場合、まだ制度そのものがないわけだから実行にならないのですが、仮に要綱を改正して実行する場合、代替職員が必要になるなど一定の対策が必要になることは当然です。私はハローワーク滝川管内について実績を調べてみました。ほとんどというか、100パーセント民間の方ですが、1年間に育児休暇の利用人数は50人程度なのです。恐らく育児ということであれば1万人は下らないと思うのです。1万人から2万人。そのうちの50人なので、びっくりするぐらい低いなと思います。これを制度化したとしても、154人のうち10人が一斉に育児休暇を取るとか介護休暇を取ることにはなりようがないと思います。ですから、正規職員を中心とした業務補完は十二分に可能と考えるので、そういったことを理由にできませんということにはならないのだろうと思います。

4点目、年度途中での実施についての考えを伺います。

万年係長

私からは公債費関連で答えさせていただきます。

公債費の元金、利子に対して臨時財政対策債はどのくらいあるのかという質疑ですけれども、臨時財政対策債の元金はこのうち5億1,670万209円、そして利子につきましては5,086万2,374円で計上しております。

続きまして、起債残高が168億円ほどありまして、それに対する交付税措置ということですが、約半分、5割程度と見ております。

現在借りているものの利率、昨年まで借りているものの利率で、低いのは0.2パーセント程度、高いのは一番高いので4.85パーセントとなっております。

須藤係長

私のほうからは嘱託職員の育児休業の関係について答弁をさせていただきます。

まず、産前産後の休暇の関係ですが、現状、滝川市の嘱託職員については取れる状態にはないという形になっております。

次に、育児休業の関係ですが、どのような改正が必要かという部分でございます。こちらにつきましては、現行、嘱託職員につきましては地方公務員法上特別職の非常勤職員という位置づけになっておりまして、地方公務員に関する育児休業法の対象とはなってございません。ですので、対象とするためには自治体独自の制度として要綱だとかそれなりのものを規定する必要があるという状況でございます。

次に、総務省からの通知のご質疑ですが、総務省のほうからは、特別職、非常勤職員について、法律の適用対象外ではあるがということで、ただし労働基準法が適用される非常勤職員であれば対応が図られるべきというような事務連絡通知が来ております。しかしながら、現状において特別職、非常勤職員について全国の自治体の状況を見ると、対応が図られていないというのが実態としてあるということでございます。

正規職員での業務補完という部分でございますけれども、現在滝川市においては財政健全化計画の真っ最中ということもございますので、組織、人件費の見直しを進めている状況である中でそういった対応はなかなか難しいと考えております。

また、年度途中の実施ということでもありますけれども、先ほど臨時職員の中でも答弁をさせていただきましたが、3月7日に国会のほうで地方公務員法、そして地方自治法の一部を改正する法律案が提出されまして、それが平成32年度から施行されるということが決定されておりますので、その時期をめぐりに育児休業のみならず、非常勤職員の給与、そしてその他の勤務条件含めて検討していかなければいけないのかなと思っています。清水委員がおっしゃいます職員の働きやすい環境という部分においては、滝川市としてもそれはそのとおりだと認識をしておりますので、今後についても勉強していく中で整備をしていきたいと思っています。

13款のほうですが、私は国会の大臣答弁等をもとにこの質疑をつくっているわけですが、これは平成28年11月24日木曜日の参議院総務委員会での質疑、答弁になっています。まず、これを確認されたかどうかは1点目です。

それでまず、産前産後休暇については高市早苗国務大臣が、産前産後休暇については女性の母性保護の観点から、労働基準法において原則産前において6週間、産後において8週間の休暇が定められております。各地方公共団体においては臨時、非常勤職員に関してもこの基準に従った制度を整備すべきでございますので、平成26年総務省通知でもその旨助言しております。ですから、今答弁しましたとおり、今回その制度の整備状況について調査を行っております。その結果を踏まえて、未整備団体については整備についてさらに助言を行ってまいりたいと思います。

まず、育休、産休、介護休暇の前の産前産後休暇すら、特別職、非常勤公務員、いわゆる嘱託職員が取れないと。この方たちは大体5年をめぐりに繰り返し雇用されているということで、仮に途中で妊娠された場合、産前産後休暇がなければやめざるを得ないわけです。場合によっては、無給で休んでいいですよ。また来れるようになったら来てください、雇いますからということも可能だとももちろん思います。現状、途中で妊娠、出産した場合どういう対応をとっているのか。それをまず伺います。

それと、先ほどいろんなことを言われておりましたけれども、ほかの自治体がまだやっていないところがあるからとか、あるいは32年度に全面的にそういう法改正が施行されるからとか、そういう問題ではないではないですか。一緒に働いている職員にこんなに差があっているのですか。これは当然、ほかがやっていないからこそうちが先にやろうではないかと。そして、うちもやったのだからみんなもやりなさいと。特に滝川市は定住自立圏の中心市ではないですか。ほかがやっていないからなんて、そういう主体性のないことでは私は問題だと思うのですが、しかるべき答弁をまず産前産後休暇について求めたいと思います。それで、産前産後休暇についても、これは要綱改正でできるのでしょうか。

次に、嘱託職員の特別職、非常勤公務員の育児休業、介護休業について大臣がどのように答弁をされているか、読みたいと思います。特別職の非常勤職員については、さまざまな職種の方が職務に応じた多様な勤務形態をとっておられますから、法律で一律の取り扱いを定めることが困難ですので、地方公務員育児休業法の対象となっておりません。しかしながら、特別職の非常勤職員であっても、労働者性が高く、継続的な勤務が見込まれる方については、現状において要綱などで制度を設けて育児介護休業が取得できるようにすることが適当であると考えておりますので、その旨助言をいたしております。こういったことで幾つ

も答弁しているのですが、先ほどの3月7日というのは、こういったもののさらに対象外になっている臨時的任用職員を含めた話なのです。

私は、最初に通告でも言ったように、特別職、非常勤公務員は要綱を整備すればできるのです。そして、先ほど言ったように、たくさん取るわけでないから、先ほど財政健全化計画に取り組んでいるからできないとか、このために1億円要るのですか、1,000万円要るのですか、500万円要るのですか、よく考えてください。重ねて言えば、育児休暇、介護休暇は給料を払わなくていいのです。雇用保険から給付されるわけですから。要するに支払う給料は何もふえないのです。人をそこに配置するだけの話ですから。これについても、今の答弁では余りにも男女共同参画でもないし、責任ある答弁を求めたいと思います。

委員長

休憩します。

休 憩 14:17

再 開 14:20

委員長

休憩前に引き続き会議を再開します。

清水委員の質疑に対する答弁を求めます。

小畑課長補佐

まず、1点目の国会でのやりとりについて確認しているかというご質疑については、内容については承知をいたしております。

それから、次の非正規職員が妊娠した場合の対応についてということでありまして、すけれども、実際のところはこれまでも、ほんのわずかな件数であったというふうに記憶しておりますけれども、お子さんができたということで臨時の方とか嘱託の方が退職をされたということは聞いてはおりますけれども、具体的に所管の長とその職員でどういうやりとりがあつて、ただ単に妊娠をしたからということなのか、その後の生活設計があつてのことなのかという実態については、総務課としては全てを逐一把握しているわけではございません。

それから、産前産後休暇についてはすぐやるべきではないか、加えて要綱の改正が必要なのかというようなご質疑であったかと思っておりますけれども、最初の係長の答弁にありますとおり、今、国会でそういう議論がされているという中で、改正の法律が国会に提出をされて、地方自治体にとっては大規模な改革の内容ということでありまして、その法施行を目指して、産前産後の休暇あるいは育児休業について、これは一番最後の育児休業をやるべきだという質疑にも絡んでまいりますけれども、32年4月に向けての内容の整理について、服務の関係だけではなくて給与の面も含めて整理をしていかなければいけないと。その中でやっていきたいと現在は考えております。

清 水

責任ある答弁ではないと思います。

まず、地方自治体にとっては大規模な改革だと産前産後休暇をつくることについて言われましたけれども、その前にこれまでの事例についてはわずかな人数と言いましたよね。わずかな人数ですよ。産前産後休暇は給料を支払う必要はないのです。ただ単に休むだけなのです。どんな小さい会社であろうが、地方公務員のこの2つの嘱託職員と臨時職員以外の全ての日本国民には産前産後休暇が認められているのです。こういうときに最もおくれたこの状態をわかったらすぐ直す、これがそんな大規模な改革なのかと。これぐらいできるかできないかというのは、改めて責任ある答弁を伺います。

それともう一つ、育休、介護休暇についても、これはさまざまな給与をどうする、あるいは手当をどうする、総合的な改革が進められる。それはそれで待つ

ていればいいではないですか。それはそれこそ法律が変わらないとできないわけだから。けれども、法律を変えなくてもできると大臣答弁でも言っているし、実際にやっている自治体もあるわけです。滝川市だってそういうことですぐにはできるのです。女性の社会進出だとか、育児をしやすい社会環境をつくるだとか、介護をやめなくてもいい環境をつくるだとか、いろんなことを今回の市政執行方針や教育行政執行方針でも言っています。全ての言葉に唾を吐くようなことなのです。きちっとこういうことについては大義に立った行動をとるべきだと。そういう点で責任あるご答弁を求めます。

鎌田課長

いろいろとお話を繰り返しさせてきていますけれども、何も最終的にやらないという話を一つもしているわけではありません。ただ、時期というものについてしっかりと周りの情勢も見ながら決めていこうということで話をさせていただいているわけです。今のお話を質疑という形でしていただきましたけれども、社会情勢とか、世の中の環境が変わった、国の方針も変わったというようなことで、こういったものが、これまで助言ということでされてきたものが、法改正というような、ある程度縛りを持ったようなもので進めていきたいと思います。もちろん清水委員におかれましても、これまでそういった話が出てきていなく、今改めて質疑されているということは、社会情勢の変化に伴ってのご質疑だというふうに理解しています。我々もそういったものに対応しつつ、情報を収集し、調査、研究を続ける中で、こういったものの改善が必要だと判断すれば、もちろんそれは判断してやっていくということでご答弁させていただいているわけですから、そういったご理解をいただきたいと思います。

委員長

清水委員、余り個別のことに深くいかないように留意をしていただきたいと思います。すが、堂々めぐりになっている状況に見えます。

清水

副市長まで答弁いただかないと。

ただいまの答弁では、責任ある答弁だとは感じられません。32年度まで待つ可能性が高いなど。新年度中にやるという可能性は極めて低いなどと思います。さらに責任ある答弁を求めます。

鎌田課長

少なくともこれまでお答えしているとおり、新年度予算の中では、産前産後休暇も含めての話ですけれども、お金を払わなくていいのだというような話を委員はされましたけれども、必要な人員を我々は雇用して仕事に従事していただいているわけですから、休暇を取られたら、かわりの人を当然雇用しなければならないということになりますので、お金の話はここではしたくありません。大きな考え方で質疑されているのだと思いますから。ただ、新年度予算の中にはそういったものは含まれておりませんので、現状の中での対応ということについては考えていないということで答弁させていただいているわけです。

清水

本来であれば、既に助言されているわけですから、新年度予算に反映すべき中身です。さらに言えば、産前産後休暇期間6週、8週については、その方には給料は発生しないのです。代替は6週、8週間だけ臨時職員のような形で雇うというやり方もありますけれども、いずれにしてもそんなに費用のかかることではないということをはっきりしているのです。それで、総務部長、副市長、責任ある答弁を求めたいと思います。

中島部長

まず、清水委員のこれまでの発言の中で、趣旨については理解はできる。ただ、現実的に今、市の情勢からいいますと、そういう制度の確立がされていないと

いう状況にあるということはまずご理解をいただきたいと思います。

また、先ほど国の法改正のお話もさせていただきましたが、全国の自治体を見ても、現実的に今の助言の中で確立ができていくかというところはほとんどできていない状況があるので、国の動きの中で法改正という部分が出てきているのではないかと考えております。ですから、国の動き、あるいは近隣、あるいはほかの自治体の状況も勘案しながら、市としてこれは率先してやるべきだという判断に立てば、法を待つまでもなく当然取り組まなければいけない部分もあるかと思いますが、現実上、国の中で法律の改正という動きが出てきているという状況もありますので、この状況も踏まえて、滝川市としてどうしていくかということ判断していきたいと考えております。

委員長

それは新年度の途中でももしかしたらあり得るかもしれないということの含みでよろしいのですか。そういうことの含みなのかということを確認した上で質疑があるのかどうか確認します。

中島部長

先ほど3月7日の関係の閣議決定のお話をさせていただきました。今後、29年度内に国の動きがどういう形になっていくかという部分がまだわからない状況の中で、29年度、全く手をつけないという状況を今の段階で市として判断つかない部分もありますので、こういう動きも見ながら、市としてどうしていくかという判断を行っていききたいと考えています。現段階で言えるのはそういう状況だということでご理解をいただきたいと思います。

委員長

要するに、今の段階で平成29年度内にやるとかやらないとかは確約できないけれども、それは国の動向や、それから庁内の議論もあるでしょう。その中で29年度内、途中でも清水委員がおっしゃったようなことに踏み込むかもしれないという含みを持たれた答弁だったと理解しますが、それを踏まえてお願いします。

清水

それでは、副市長にお伺いいたします。

まず、産前産後休暇については、これは自分の体そのものなのです。夫がやってくれるとか、親がやってくれるとか、育児とか介護というのは第三者がかわってできるのです。しかし、産前産後については、産前はいいけれども、産後8週は仕事させられないわけだから、やめるかどうかという選択。しかし、これを休暇にすれば休むかどうかという選択に変わるわけです。その方はずっと仕事をし続けることができる。子を産み育て仕事をするという、まさにそれができるわけです。だから、これについては早急に実施するということについての考え。いつやるということは今は言えないにしても、新年度の一定の段階では結論を出すということについてが1点目。

育休と介護休暇については、法律まで待つということではなく、現実には大臣の助言、つまり国の助言に基づいて要綱を改正して育休、介護休暇をやっている自治体が少なからずあるわけです。滝川市が率先してそういう環境づくりをしていくということはすばらしいことだと思うのです。そこでは全然ずれはないと思うのです。これについても新年度検討を進めるということについてのお考えを副市長にお伺いしたいと思います。

副市長

先ほどから、清水委員、私どもは誠心誠意答えさせていただいています。堂々めぐりの議論ですけれども、私どもは検討しないとも言っていないし、やらないとも言っていない。けれども、総務部長も答えましたけれども、国の動向を見据えてやるとは言っているのです。ただ、気持ち的には同じですけれど

も、これを予算に反映させるかどうかというのは、別にここで答弁することでもないし、私どもは検討すると言っているわけですから、そのあたりはご理解いただきたいなと思います。

委員長

私どもがやらないと言っているのだったら、それはいろんなことがあると思います。けれども、私どもは国の方針を熟知した中で、考えた中で検討しているわけですから、清水委員と考え方は同じだと思っています。ただ、今やれというのと、私どもは行政として慎重に判断していかなければならないというだけの違いだと思うので、そのあたりはご理解いただきたいと思います。清水委員、よろしいですか。恐らく留保をしても市長の答弁も、当然ふだんからこのことは議論されているはずなので、変わるとは思われません。今、含みを持たせたご答弁を数回されているというか、清水委員がおっしゃっていることをそしゃくした上でお答えをされていますので、その辺をご判断した上で質疑されますか。

清水

いろんな言葉が出るので、例えば法改正、あるいはほかの自治体、あるいは年度途中、あるいは検討、いろんなそういう言葉を使ってご答弁されるので、本当の考え方が僕には伝わりづらいのです。私がこれを議会で表に出して取り上げたのはきょうが初めてです。そこで、最低限、新年度に入って検討を進めるということについての副市長のお考えを伺いたいと思います。

委員長

それは明言できないでしょう。先ほどから検討はするとおっしゃっているではないですか。私は、検討はやぶさかでないということは総務部長からも受け取れるので、それでも再度確認しますか。

副市長

ですから、気持ちは一緒です。同じ話をしています。ただ、私どもも行政ですから、ここで簡単にできる、できないと答弁することは適正ではないと私は思っていますので、先ほど総務部長が言ったとおり、私どもとしては国の動向等をよく考えて物事を進めいかなければならないと考えています。ただ、清水委員のおっしゃっていることは重々わかりますけれども、ここではそんな安易なことを言うべきではないと思っているので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

小野

ほかに質疑ございますか。

124ページ、消防費、9款1項2目ということでお伺いいたします。災害対策に要する経費ということで28万1,000円が前年比プラスになっています。この中身について、備蓄に要する分ということで解釈してよろしいのかと、それから13節委託料がありますが、この委託料についての具体的な内容と、あるいは委託先がわかればお答え願います。

青山係長

災害対策に要する経費の中の増になっている分ということでございますが、今年度実際に避難所を開いたという経過がありますが、その中で足りないものというのが見えてきましたので、そういうものを購入していくということで、備蓄用品をふやすということで予算を計上したところでございます。

委員長

休憩いたします。

休 憩 14:40

再 開 14:41

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。
答弁を求めます。

壽崎係長

13節委託料の内訳につきまして、1件分としましては、私ども産業振興課担当になりますが、ふれ愛の里のほうに設置しておりますグリーンニューディール

で設置しました風力発電と太陽熱利用設備の保守点検の料金が入っております。
金額としましては59万4,000円が入っております。

青山係長 G I Sの要援護者のシステムの関係の保守料が入っております。金額は16万
2,000円となっております。

小 野 要するにプラス28万1,000円について青山係長が答弁なされた、避難所に対する、
避難所をつくるためのその中の備蓄ということなのですか。備品だとか備蓄だ
とかははっきりしなかったので伺います。

青山係長 避難所を開設したときにいろんなものを運び込んだりするのですけれども、そ
ういう物品を購入するために予算計上したところでございます。

委 員 長 ほかに質疑ございますか。
(なしの声あり)

委 員 長 ほかに質疑がないということですので、質疑の留保はなしと確認してよろしい
ですか。
(異議なしの声あり)

委 員 長 以上で消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費の質疑を終結いたします。
以上で本日の日程は全部終了いたしました。
明日は午前10時から会議を開きます。
本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。

散 会 14:43